

## 志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるために必要な措置を講じ、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 愛がんすることを目的として飼養される動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 墓地のみ又はその敷地内に納骨堂若しくは火葬場を併設する施設であって、事業の用に供する目的で設置するものをいう。
- (3) 墳墓 ペットの死体を土中に葬り、又はペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 墓地 墳墓を設けるための区域をいう。
- (5) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (6) 火葬場 ペットの死体を火葬する設備（以下「火葬設備」という。）を有する施設をいう。
- (7) 近隣住民等 ペット霊園の敷地境界線からの距離が100メートルの範囲内の土地の所有者又は当該土地に存する建築物の所有者、居住者若しくは使用者をいう。
- (8) 移動火葬車 ペットの死体を火葬する炉を搭載した自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。

### (設置等の許可等)

第3条 ペット霊園の設置をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設置したペット霊園の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更（以下「区域変更等」という。）をし、又はペット霊園の廃止をしようとする者も、同様とする。

3 市長は、前2項の許可に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

（事前協議）

第4条 前条第1項の許可又は同条第2項の区域変更等の許可を受けようとする者（以下「計画者」という。）は、ペット霊園の建設等に係る計画（以下「建設計画」という。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（標識の設置等）

第5条 計画者は、規則で定めるところにより、建設計画の概要を記載した標識（以下「標識」という。）を設置しなければならない。

2 計画者は、標識を設置したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 計画者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、当該記載内容を訂正し、及び規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第6条 計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、建設計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 計画者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該説明会の内容を市長に報告しなければならない。

（近隣住民等との協議）

第7条 近隣住民等は、規則で定めるところにより、計画者に対し建設計画に係る意見を述べることができる。

2 計画者は、前項の規定により意見を述べた近隣住民等と十分協議しなければならない。

3 計画者は、前項の規定により協議したときは、規則で定めるところ

により、その内容を市長に報告しなければならない。

(許可の申請)

第8条 計画者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第9条 市長は、第3条第1項又は第2項の許可をしたときは、前条の規定による申請をした計画者に対し、規則で定める許可書を交付するものとする。

(ペット霊園の設置場所の基準)

第10条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 計画者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること。
- (2) 河川からの距離は、20メートル以上であること。
- (3) 住宅及び学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)、病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。)その他の公共施設(以下「住宅等」という。)からの距離は、50メートル以上であること。
- (4) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
- (5) 敷地は、幅員が4メートル以上の道路に接していること。

(ペット霊園の施設の基準)

第11条 ペット霊園の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 境界に地盤面からの高さが1.6メートル以上の障壁、樹木の垣根等を設けること。
- (2) 出入口に施錠することができる門扉を設けること。
- (3) 敷地内に、ペット霊園の区域面積が、500平方メートル未満である場合にあっては当該面積の10分の1に相当する面積、500

平方メートル以上である場合にあっては当該面積の10分の2に相当する面積以上の緑地を設けること。

- (4) 敷地内にコンクリート、石等堅固な材料で築造され、幅員が1メートル以上の通路を設けること。
- (5) 敷地内に給水設備及び排水設備を設けること。
- (6) 敷地内にごみ集積設備（次のア又はイのいずれかに該当するものに限る。）を設けること。

ア 蓋のある堅固で耐久性を有する構造の容器

イ 土地に定着し、かつ、壁を有する工作物

- (7) 敷地内に常設の便所を設けること。
- (8) 敷地内に、ペット霊園を利用する者等が使用するための15平方メートル以上の広さ及びペット霊園の管理に必要な書類を保管するための設備を有した常設の管理事務所を設けること。
- (9) 敷地内に、墳墓の区画数に100分の5を乗じて得た数以上の台数の普通自動車（道路運送車両法第3条に規定する普通自動車をいう。）を駐車させることができる駐車場を設けること。

（納骨堂及び火葬場の設置場所）

第12条 納骨堂及び火葬場（事業の用に供するものに限る。）は、ペット霊園の敷地以外の場所に設置してはならない。

（納骨堂の施設の基準）

第13条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 耐火構造とすること。
- (2) 出入口は、施錠することができる構造とすること。
- (3) 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な材料で築造すること。
- (4) 内部の設備は、不燃材料を用いること。
- (5) 除湿装置を設けること。

（火葬設備の構造の基準）

第14条 火葬設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に炉内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で、ペットの死体を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (4) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- (5) 二次燃焼室（悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室をいう。）が設けられていること。
- (6) 集じん装置が設けられていること。
- (7) 排ガス測定のための採取口が設けられていること。

（工事着手届）

第15条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「設置者」という。）又は同条第2項の区域変更等の許可を受けた者（以下「設置者等」と総称する。）は、当該許可に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了届）

第16条 設置者等は、許可に係る工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了検査）

第17条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果、当該工事が許可の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を設置者等に通知するものとする。

（ペット霊園の使用制限）

第18条 設置者等は、前条の規定による通知を受けた後でなければ許可に係るペット霊園を使用してはならない。

（名称等変更届）

第 19 条 設置者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) ペット霊園の名称

(2) 設置者の氏名又は名称

(3) 設置者の住所又は所在地

(4) 墓地における墳墓の区画数

(5) 納骨堂における焼骨の収蔵数（納骨堂の施設の変更を伴うものを除く。）

（地位の承継）

第 20 条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（管理者の設置）

第 21 条 設置者は、ペット霊園の管理をする者（以下「管理者」という。）を置いたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（管理者の遵守事項）

第 22 条 管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ペット霊園を清潔に保持すること。

(2) 老朽化し、又は破損したペット霊園の修繕等を行うこと。

（移動火葬業の許可等）

第 23 条 移動火葬車を使用して市内でペットの死体を火葬することを業として行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の許可の申請があった場合において、移動火葬車に搭載する炉が第 14 条各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）に規定する火葬設備の構造の基準に適合していると認めるときでなければ、同項

の許可をしてはならない。

4 第1項の許可は、1年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。

6 市長は、第1項の許可に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(移動火葬業者の行為の制限)

第24条 前条第1項の許可を受けた者(以下「移動火葬業者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 移動火葬車を移動しないで、常時当該移動火葬車を一定の場所に駐車させ、当該場所において当該移動火葬車を使用して火葬すること。

(2) 住宅等からの距離が100メートル以内の場所において火葬すること。

(移動火葬業者が講じなければならない措置)

第25条 移動火葬業者は、規則で定めるところにより、移動火葬車の車体の外側に、移動火葬業者が使用する車両である旨その他の事項を表示しなければならない。

(移動火葬車の保管に係る周知)

第26条 移動火葬業者は、移動火葬車を市内に保管しようとするときは、あらかじめその旨を、当該保管しようとする場所の敷地境界線からの距離が20メートルの範囲内の土地の所有者又は当該土地に存する建築物の所有者、居住者若しくは使用者に周知しなければならない。

(廃止の届出)

第27条 移動火葬業者は、その業を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(準用)

第28条 第9条、第19条(第2号及び第3号に限る。)及び第20条の規定は、移動火葬業者について準用する。

(許可申請手数料)

第29条 第3条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を当該申請の際に納付しなければならない。

(1) 第3条第1項又は第2項の許可の申請 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 火葬場がある場合 1件につき30,000円

イ 火葬場がない場合 1件につき20,000円

(2) 第23条第1項の許可の申請 1件につき20,000円

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(報告及び立入検査)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める状況等について報告を求めることができる。

(1) 設置者又は管理者 ペット霊園の管理の状況等

(2) 移動火葬業者 移動火葬車の管理の状況等

2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、ペット霊園又は移動火葬業者の事業所に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下「立入検査」という。)ができる。

3 立入検査をする職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第31条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、計画者、設置者等若しくは管理者又は移動火葬業者に対し、規則で定めるところにより、助言、指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第32条 市長は、前条の勧告を受けた計画者、設置者等若しくは管理者又は移動火葬業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該計画者、設置者等若しくは管理者又は移動火葬業者に対し、期限

を定めて、規則で定めるところにより、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項若しくは第2項又は第23条第1項の許可を受けたとき。

(2) 前条の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、規則で定めるところにより、その旨を当該取消しに係る者に通知しなければならない。

(使用禁止の命令)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、ペット霊園、納骨堂若しくは火葬場の全部若しくは一部又は市内における移動火葬車の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第3条第1項の許可を受けないで、ペット霊園を設置し、又は使用した者

(2) 第3条第2項の許可を受けないで、区域変更等をした者

(3) 第12条の規定に違反した者

(4) 第23条第1項の許可を受けないで、移動火葬車を使用して市内でペットの死体を火葬した者

(5) 第32条の規定による命令に違反した者

(6) 前条第1項の規定により許可を取り消された者

(公表)

第35条 市長は、第31条の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき又は第32条若しくは前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者にあら

かじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第37条 第34条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に移動火葬車を使用して市内でペットの死体の火葬をしている者は、この条例の施行の日から1月間は、第23条第1項の許可を受けなくても、引き続き当該火葬をすることができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。